

公益社団法人 木更津市シルバー人材センター

個人情報保護規程

公益社団法人 木更津市シルバー人材センター

個人情報保護規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人木更津市シルバー人材センター(以下「センター」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 保有個人情報 センターの職員等(役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、センターの職員等が組織的に利用するものとして、センターが保有しているものをいう。
- (3) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピューターを用いて、入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力、その他これらに類する処理が可能となるように体系的に構成したものをいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (5) 個人情報取扱者 センター業務において個人情報を知り得る職員及び会員をいう。

(センターの責務)

第 3 条 センターは、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の重要性について職員及び会員の意識啓発に努めなければならない。

(個人情報の収集制限)

第 4 条 センターは、個人情報を収集するときは、その目的を明らかにし、その所掌する事務の目的の達成に必要な範囲内で本人から収集しなければならない。

2 センターは、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等(法律、法律に基づく命令(国が定める告示、通達及び通知を含む。))に定めがあるとき。

3 センターは、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第 5 条 センターは、個人情報データベース等の保有個人情報を個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために利用し、又は当該個人情報を他のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(保有個人情報の適正管理)

第 6 条 センターは、個人情報データベース等の保有個人情報の適正な管理を行うため、個人情報保護管理責任者を定め、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとする。
 - (2) 保有個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えいを未然に防止すること。
 - (3) 保有個人情報を保管する必要がなくなったときは、歴史的資料として保存されるものを除き、速やかに廃棄すること。
- 2 個人情報保護管理責任者は事務局長とする。
- 3 事務局長は、職員のうちから担当者を指名し、この規程により処理することとされた個人情報の適正な取扱いに関する事務を行わせることができる。

(個人情報取扱者の義務)

第 7 条 個人情報取扱者は、職務に関して知り得た個人情報の内容を正当な理由なく、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託に伴う措置)

第 8 条 センターは、個人情報を取扱う事務を外部に委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

(自己情報の開示請求)

第 9 条 何人も、センターに対し、センターの保有する自己を本人とする個人情報データベース等の保有個人情報について、開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(訂正請求権)

第 10 条 何人も、センターの保有する自己を本人とする個人情報データベース等の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、センターに対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(利用停止請求権)

第11条 何人も、自己を本人とする個人情報データベース等の保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターに対し、当該各号に定める利用停止(保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

- (1) 第4条各項の規定に違反して収集されたとき 当該保有個人情報の消去
- (2) 第5条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止
- (3) 第5条、及び第8条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(補 則)

第12条 個人情報の適正管理についてこの規程に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律、職業安定法及びこれらの法律に関する通達によるもののほか、千葉県個人情報保護条例に定める取扱いの例を準用する。

(委 任)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。